## 滋賀県中学校体育連盟 専門部設置規程

- 第1条 この規程は、滋賀県中学校体育連盟規約第5条第2項に基づき、専門部の設置に ついて定める。
- 第2条 本連盟に、次の専門部を設置する。

軟式野球 ソフトボール 陸上競技 水 泳 バスケットボール ソフトテニス 卓 バレーボール 球 柔道 バドミントン 体 操 剣 渞 ハンドボール 相 撲(休部) サッカー アメリカンフットホ゛ール ホッケー ラグビーフットボール ボート スキー テニス

第3条 本連盟に設置する専門部は、(公財)日本中学校体育連盟及び近畿中学校体育連盟に準じることを原則とする。

ただし、本県の実態にも対応することとする。

第4条 滋賀県中学校体育連盟に、本会の支部より新たな専門部の設置についての申請が あった場合は、下記の事項について理事会で審議し、妥当と判断した場合に限り、 支部長・評議員会に提案する。

支部長・評議員会において審議し可決された場合には、本規程第2条の専門部に加えることとする。

- 1. 本連盟に加盟する学校に部活動として設置され、日常的に活動している。
- 2. 滋賀県を統括する競技団体の同意が得られている。
- 3. 県の大会等を組織として自主運営し、開催することができる。
- 第5条 滋賀県中学校体育連盟に既に設置されている専門部の中で、第4条の事項について欠くに至った場合は、理事会にて審議する。審議の結果、活動が困難と判断した場合は休部とし、支部長・評議員会の承認を得ることとする。
- 第6条 休部からの復部については、理事会にて審議し、活動が可能と判断した場合は、 支部長・評議員会にて承認を得ることとする。
- 第7条 第3条の規定を受けて、競技部を設置することにより、本連盟未普及スポーツの 振興・発展、競技部独自大会運営を可能にする措置を講じる。
  - 1. 体操専門部内に体操競技部、新体操競技部を置く。
  - 2. 水泳専門部内に競泳競技部、飛び込み競技部を置く。

付記

- 1. 専門部に各競技部担当者を置く。
- 2. 本連盟・本条の主旨に反する場合は、競技部を廃部とする。

平成 1 7 年 9 月 2 日 制定 平成 1 8 年 2 月 2 4 日 一部改正 平成 2 3 年 4 月 1 5 日 一部改正